

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人A、同Bの本件裁定申請をいずれも棄却する。  
申請人Cの本件裁定申請を却下する。

事実及び理由

第1 事件関係人の申立て

1 申請人ら

処分庁がX株式会社に対し、平成12年8月9日付け指令工  
振第9号の17をもってした岩石の採取計画認可処分を取り消  
すとの裁定を求める。

2 処分庁

(本案前の答弁)

本件裁定申請をいずれも却下する。

(本案の答弁)

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

X株式会社(以下「X」という。)は、平成11年11月24日  
付けで、岩石の採取計画認可の申請(以下「本件申請」とい

う。)をし、処分庁は、これに対し、平成12年8月9日付け  
で認可の処分(以下「本件処分」という。)をした。

本件は、申請人らが、本件処分にかかる岩石の採取計画(以  
下「本件計画」という。)に基づいて行なう岩石の採取は、  
申請人らの良好な自然環境を享受する権利を侵害し、また、  
水産業に被害をもたらす等として、本件処分の取消しを求め  
た事案である。

1 判断の前提となる事実(認定に用いた証拠は、関係する事実  
の箇所に記載するものとする。以下同じ。)

(1) a島の位置、地形、面積等

a島は、b島の西沖合約12キロメートルに位置し、周囲10数  
キロメートル、面積約8平方キロメートル余、最高標高71.1  
メートルの平坦な島である(甲5号証の1、甲6号証の1、  
2、甲10号証、乙2号証の3、乙13号証)。昭和55年ころに  
は無人島となったが、現在はXの従業員が住んでいる(甲10  
号証、乙22号証)。また、〇〇シカの集団生息地であり(甲  
3号証)、a島の全区域は鹿児島県の鳥獣保護区に指定され  
ている(乙21号証)。

(2) 申請人ら

申請人らの住所はいずれもb島島内にあるが、このうち、  
申請人A、同B(以下「申請人A'」、「申請人B'」とい  
う。)は、D漁業協同組合に所属して漁業を営んでいる。

(3) X

Xは、東京都c区dに本店を置く株式会社であり、平成10年  
12月1日、鹿児島県知事から採石業者の登録を受けた(乙6  
号証)。同会社は、a島の99パーセント弱の土地を所有して

いる（乙22号証）。

(4) 本件処分

ア Xは、処分庁に対し、平成11年11月24日付けで本件申請をした（乙1号証の1）。この申請の内容は、鹿児島県e市f字g×番xxxほか24筆の同社所有の土地（乙1号証の1、乙15号証の1ないし25、以下「本件採石場」という。）合計96,853.05平方メートルにおいて、総量536,383.22立方メートルの岩石を採取するというものである。本件採石場はa島の東側中央の海岸付近に位置する（乙2号証の3）。  
イ 処分庁は、e市長の意見をきいた上、平成12年8月9日付けで本件処分をした。この処分で定められた岩石の採取の期間は、平成13年8月8日までの1年間である（乙3、4号証）。

(5) 林地開発許可

鹿児島県知事は、本件処分がされた平成12年8月9日付けで、Xから申請のあった林地開発許可（森林法10条の2）の申請についても、これを許可した（乙21号証）。なお、a島には、魚つき保安林の指定区域があるが、本件採石場はその区域外である（甲7号証の1ないし6）。

2 本件の争点

本件の主な争点は、①申請人らは本件裁定申請の適格を有するか否か、②本件計画に基づいて行なう岩石の採取が、その周辺海域における水産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるか否か、③a島及びその周辺の自然を破壊するということが不認可事由に該当するか否か、④本件申請が港湾建設目的を秘匿したものであるとして違法か否かである。これら

の争点に関する双方の主張は次のとおりである。

(1) 申請人らが本件裁定申請の適格を有するか否か（本案前の主張、争点①）について

ア 処分庁の主張

採石法（以下「法」という。）39条1項により、認可にかかる処分に対し不服の裁定を申請する適格を有するのは、違法または不当な行政庁の処分により、法律上保護された利益を侵害された者または必然的に侵害されるおそれのある者に限られる。申請人らは、本件処分によってこのような利益を侵害されるおそれのある者か否か明らかでなく、申請の適格を欠く。

イ 申請人らの主張

a島周辺海域において、申請人A'は、あさひがに、きびなご、とこぶし等の漁を、同B'は、とびうお、みずいか等の漁を営んでいるが、同海域は、良好な漁場であり、D漁業協同組合の他の組合員らも、これらの漁を営んでいる。したがって、本件計画に基づいて行なう岩石の採取は、上記海域における水産業に重大な被害をもたらすものである。また、同申請人らの有する良好な自然環境を享受する権利、すなわち、自然享有権をも侵害するものである。

申請人C（以下「申請人C'」という。）は、「a島の自然を守る会」の代表者であるところ、同団体には憲法13条に基づく幸福追求権の一種として自然保護活動を行なう自由があり、本件計画に基づいて行なう岩石の採取は、同申請人の自然享有権及び「a島の自然を守る会」の代表者として有する自然保護活動を行なう自由を侵害するものであ

る。

したがって、申請人らは、いずれも、申請の適格を有する。

(2) 水産業の被害の有無（争点②）について

ア 申請人らの主張

前記(1)イのとおり、a島周辺海域は良好な漁場であり、申請人A'、同B'をはじめD漁業協同組合の組合員らがこの海域を主要な漁場として漁を営んでいる。

本件採石場は、島の中央にある標高71.1メートルの「f」の真東にある海岸部に接近して位置するが、付近は等高線が密であり、海岸線から本件採石場西端まで20メートル以上の標高差がある。さらにその西方のfまではせりあがるように傾斜が続いている。雨が降った場合、雨水が島の中央部から流下し本件採石場に一気に流入する結果、樹木の伐採により露出した表土や、掘り返された軟砂岩が、この雨水に洗われて海に一気に流れ込む危険性は極めて高い。そうすると、本件採石場付近の海は泥土で汚され、魚貝類の生息環境を奪ってしまう。特に、とこぶしは、他の場所に避難することが困難であり、死滅してしまう可能性が極めて高い。

また、Xが多量の火薬を使用して行なう発破による爆破音、振動等が、周辺海域に生息する魚貝類に甚大な影響を与えることも明らかである。

イ 処分庁の主張

本件採石場は、その周囲の海岸側において幅30メートルの残地森林を設けたうえ、内側を掘込式で掘削するもので

あり、また、集水域も限られている。さらに、鹿児島県は、通商産業省が制定し都道府県知事あてに審査基準として通達した採石技術指導基準を同県の審査基準（採石技術基準）として採用しているが、本件計画はこの採石技術基準を満たす沈砂池を設置するというものである。したがって、土砂を含んだ雨水が海へ流出することは考えにくい。

また、本件計画上の火薬使用による発破音、振動が魚介類に及ぼす影響については、類似の調査報告等がなく、確認することができない。

(3) a島及びその周辺の自然を破壊するということが不認可事由に該当するか否か（争点③）について

ア 申請人らの主張

a島は、豊かな自然の残る島であり、ニホンジカの固有亜種〇〇シカが生息し、鳥獣保護区に指定されている。キャンプ地として大勢の青少年が訪れてもいる。また、島の周辺は美しい自然の海である。本件計画に基づく岩石の採取が始まると、島内の自然破壊や騒音振動により、〇〇シカの生態に大きな影響が出る他、青少年のキャンプ地としては適さなくなり、また、汚水が海上に流れ込んで美しい自然の海が失われるおそれがある。さらに、樹木の伐採の工事自体、鳥獣保護区の自然や文化財保護に配慮しないでされている。

イ 処分庁の主張

法33条の4に定める不認可事由に該当しない。

(4) 港湾建設目的を秘匿した申請として違法か否か（争点④）について

ア 申請人らの主張

Xの目的は、本件採石場の土地を掘削して港にすることであり、採石事業をすることではない。したがって、本件申請は、港湾建設目的を秘匿してされたものというべきであるから違法であり、この目的を看過してした処分庁の本件処分もまた違法である。

イ 処分庁の主張

仮に、Xに港湾建設の目的があったとしても、岩石の採取を反復継続して行なう以上は、法が定める認可を必要とする事業に変わりはない。したがって、法に基づいてした本件処分に違法はない。

第3 裁定委員会の判断

1 申請人らが本件裁定申請の適格を有するか否か（本案前の主張、争点①）について

(1) 岩石の採取計画の認可に対し裁定の申請ができるのは、当該認可処分により、法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であると解する。

(2) ところで、法33条の4は、「採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない」と定めている。この法文の趣旨は、岩石の採取に伴う災害を防止し、たとえば農業、林業、その他の産業の利益といった一般公益を保護することにあると解せられるが、それと同時に、これらの産業に従事する者の個別的利益をも保護する趣旨であると解すべきである。したがって、この個別

的利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、申請の適格を有するものと解する。

そこで、本件について検討すると、a島の最大高潮時海岸線及びその沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域は、D漁業協同組合のために共同漁業権が設定されており（乙16号証）、同区域を中心としたa島周辺海域では、とこぶし、いせえび、あさひがに、みずいか、とびうお、きびなご等の漁が営まれ、少なくとも20人から30人程度の者が漁業に従事している（甲4号証、申請人A'の供述）。したがって、本件計画に基づいて行なう岩石の採取によって、申請人らが主張するような汚濁水の流出や騒音、振動が発生するものと仮定すると、a島周辺海域の水産業の利益が損なわれることになるというべきである。また、上記海域において、申請人A'は、主にとこぶし漁を、同B'も、時期によってはみずいかやとびうおの漁を営む者である（申請人A'の供述）。したがって、両申請人は、上記の岩石の採取によって水産業の利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であり、本件裁定申請の適格を有すると認められる。

(3) 一方、申請人C'の主張は、本件計画に基づいて行なう岩石の採取が同申請人の自然享有権及び同申請人が加入する団体が有する自然保護活動を行なう自由を侵害するというものである。しかし、この主張は、法33条の4に摘示された利益のいずれにも該当せず、したがって、同申請人は、法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に該当しない。よって、同申請人の本件裁定申請は、不適法である。

## 2 水産業の被害の有無（争点②）について

### (1) 証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア a島周辺海域における水産業の状況は、前記1(2)のとおりである。なお、本件採石場近くの海岸線沿いでは、主にとこぶし漁が営まれている（甲4号証、申請人A'の供述）。

イ a島は、前記第2、1(1)のとおり、平坦な島であるが、島内には多くの沢筋があり（乙17号証）、本件採石場においても、場内北側を経由して海に至る沢があった（参考人Eの供述）。土壌は、熊毛層群の砂岩、頁岩の風化したものである（乙23号証）。

ウ 本件計画にかかる採石場の概要は以下のとおりである。

- ① 本件採石場の規模、岩石の採取量は、前記第2、1(4)アのとおりであって、採取する岩石の種類は軟砂岩である。表土は地表から約2メートルの範囲に存在する。掘削方法は、階段採掘で、採石場の内側を掘り込んでいくものである。採取した岩石の水洗は行わない。集水面積は本件採石場の総面積と一致し、沢水はないとしている（乙1号証の1、乙2号証の4ないし9）。
- ② 本件採石場の外周には、24メートルから30メートルの幅の残地森林が設けられ、その東側外縁から海岸まではさらに数十メートルの距離がある（乙2号証の10）。
- ③ 本件計画では、本件採石場内東側の残地森林の内側に沈砂池を設けることになっており、その面積は810平方メートル、容積は1,620立方メートル（深さ2メートル）である（乙2号証の11）。

④ 本件採石場で使用する火薬量は、1回あたり最大200キログラム、1日2回、週に10回、年あたり100トンを予定している（乙1号証の1）。

エ 現在、本件採石場の伐採工事は終わり整地中の段階にあるが、Xは、本件処分後、沈砂池の位置を本件採石場内北側に変更した上、その面積を2,059.3平方メートル、容積を8,982立方メートル（深さ5メートル）に拡大した（乙19号証の1ないし4、職1号証）。

また、Xは、沈砂池の位置を変更したことに伴い、同付近を経由して海に至る沢（前記イ）を、その北側にある残地森林内に水路を設けて移し、沢水がこの水路を経て海に注ぐようにした（乙22号証、参考人Eの供述）。

### (2) 汚濁水の海への流出による水産業の被害について

本件計画にかかる掘削は採石場の内側を掘り込んでいくものであり、本件採石場内の雨水は沈砂池に流入するという構造となっている（前記(1)ウ①）から、汚濁水が海へ流出するかどうかは、この沈砂池の規模によるところが大きい。ところで、処分庁は、かつて通商産業省が採石技術に関する統一的指針として制定して都道府県知事あてに通達した採石技術指導基準とほぼ同様の内容の審査基準、すなわち採石技術基準を定めており（乙18、21号証、審理の全趣旨）、沈殿池又は沈砂池については、この採石技術基準にある参考資料に基づいて算定した直径0.1ミリメートル以上の土砂を沈殿させる規模を一般的なものとしている（参考人Fの供述）。そこで、採石技術基準にある参考資料に基づいて、流出係数を0.65、50年確率時間降雨量を毎時105ミリメートル、集水面

積を本件採石場の面積とほぼ同一の9.7ヘクタール、土砂混入率を5パーセントとして汚濁水流出量を算出し、さらに、この汚濁水流出量を前提として、粒子の直径0.1ミリメートル以上の土砂を除去するために必要な沈砂池の面積を算定すると約260平方メートル（深さ2メートル）となる（乙18、21号証、参考人Fの供述）。一方、本件計画における沈砂池の面積は前記(1)ウ③のとおりであるから、この算定面積の約3倍に達しており、さらに細かい直径0.07ミリメートルまでの土砂を沈殿させる規模をも上回るものである。したがって、本件計画における沈砂池の規模は十分であると認められ、この沈砂池の規模では不十分であるとする参考人Gの意見（甲12号証の1、同参考人の供述）は直ちに採用することができない。

なお、申請人らは、雨水が島の中央部から流下し本件採石場に一気に流入し、表土や軟砂岩を含んだ泥土が海に一気に流れ込む危険性が極めて高い旨主張する。しかし、a島は平坦な島であり（前記第2、1(1)）、また、本件採石場内を經由していた沢が、残地森林内に水路を設けて移され、沢水がこの水路を経て海に注ぐようになった（前記(1)エ）から、沢水が本件採石場内の採掘場や沈砂池に一気に流入するとは認められず、申請人らの上記主張は理由がない。

以上、本件計画にかかる沈砂池の規模のほか、本件採石場の外周には24メートルから30メートルの幅の残地森林が設けられ、そこから海岸まではさらに数十メートルの距離があること（前記(1)ウ②）を併せて判断すると、付近の地質が砂岩等の比較的粒子の細かいものであること（前記(1)イ）を

考慮に入れても、本件採石場から泥水が海へ流出する範囲や規模は限られたものに止まるというべきであり、a島周辺海域の水産業に相当程度の被害が生ずるものと認めることはできない。

### (3) 発破音・振動による水産業の被害について

本件計画に基づく岩石の採取に使用する火薬の量、回数は前記(1)ウ④のとおりである。申請人らは発破音や振動によっていせえびやきびなご等が漁場から逃げてしまうことを心配している（申請人A'の供述）。しかし、1日の発破回数は2回に止まること、発破地点が掘込式の採石場内にあり、周囲に幅24メートルから30メートルの残地森林もあるから遮音効果が期待できること、発破地点から海岸線まで残地森林を挿んで数十メートルの距離が確保できること等の前記認定事実を総合して判断すると、騒音、振動によって魚介類の生息が妨げられるほどの影響が生ずるものと認めることはできない。

(4) 前記(2)、(3)で検討したところによれば、本件計画に基づいて行なう岩石の採取が水産業の利益を損じ公共の福祉に反するとまでは認められないから、申請人らの主張は理由がない。

なお、前記(1)ウ①のとおり、Xは、本件申請の際、本件採石場に沢水はない旨の記載のある申請書を提出したが、前記(1)エのとおり、本件採石場内を經由していた沢を残地森林内に水路を設けて移し、沢水がこの水路を経て海に注ぐようにしており、このように、本件採石場内の採掘場や沈砂池に沢水が流入しない措置を講じたことを考慮すると、本件処

分が違法不当であるとはいえない。

3 a島及びその周辺の自然を破壊するということが不認可事由に該当するか否か（争点③）について

申請人らの主張は、前記第2、2(3)アのとおり、a島及びその周辺の自然破壊が不認可事由に該当するというものである。しかし、法33条の4は、不認可事由について、採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときと定めており、申請人らの主張する事由は同条の不認可事由に該当しないというほかはない。よって、申請人らの主張は採用できない。

4 港湾建設目的を秘匿した申請として違法か否か（争点④）について

証拠によれば、Xは、本件採石場の跡地をさらに掘り込んで入り江にする計画を立てていることが認められる（甲21号証の1ないし4、参考人Eの供述）。しかし、この事業目的は本件申請書において記載しなければならない事項ではないから、港湾建設目的を秘匿したものとはいえない。また、前記第2、1(4)アで認定した本件採石場の規模、採取量に照らせば、法に基づく採取計画の認可を受けなければならないことは明らかである。よって、申請人らの主張は理由がない。

5 以上の次第で、本件処分の取消しを求める申請人A'、同B'の本件裁定申請は理由がないからいずれも棄却し、同C'の本件裁定申請は不適法であるから却下することとし、裁定委員全員一致の意見により、主文のとおり裁定する。

平成13年7月16日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 平 石 次 郎

裁定委員 田 辺 淳 也

裁定委員 平 野 治 生